

承認案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、  
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年3月2日提出

天理市長 並 河 健

専決第2号

専 決 処 分 書

天理市立祝徳公民館、天理市立福住公民館及び天理市立山田公民館並びに天理市埋蔵文化財センターの地番の見直しにより天理市立公民館条例（昭和61年3月天理市条例第10号）及び天理市埋蔵文化財センター条例（平成15年12月天理市条例第44号）の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年2月1日

天理市長 並 河 健

天理市立公民館条例及び天理市埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例

(天理市立公民館条例の一部改正)

第1条 天理市立公民館条例（昭和61年3月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「天理市田部町320番地」を「天理市田部町449番地2」に、「天理市福住町2025番地」を「天理市福住町2025番地1」に、「天理市山田町1548番地」を「天理市山田町1537番地2」に改める。

(天理市埋蔵文化財センター条例の一部改正)

第2条 天理市埋蔵文化財センター条例（平成15年12月天理市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「天理市田部町320番地」を「天理市田部町441番地2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

専決第4号

専 決 処 分 書

平成29年6月22日に議会の議決を得た天理市立山の辺小学校屋内運動場耐震補強・改修工事請負契約について、著しい老朽化に対応するため、変更契約を締結する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年2月22日

天理市長 並 河 健

天理市立山の辺小学校屋内運動場耐震補強・改修工事請負契約の  
一部変更について

平成29年6月22日に議会の議決を得た天理市立山の辺小学校屋内運動場耐震補強・改修工事請負契約について、下記のとおり変更契約を締結する。

記

- 1 契約の目的 天理市立山の辺小学校屋内運動場耐震補強・改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 金 189,789,480円  
変更後 金 208,256,400円
- 4 契約の相手方 天理市小田中町115番1  
株式会社東川工務店  
代表取締役 林 殿 秀 夫
- 5 支出科目 一般会計  
(款) 教育費 (項) 小学校費